

新潟商工会議所 E-mail 通信

Vol. 77

発行日：平成 23 年 2 月 18 日 担当：会員サービス課 service@niigata-cci.or.jp
 〒950-8711 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル7階
 URL <http://www.niigata-cci.or.jp> E-mail office@niigata-cci.or.jp

ハバロフスク/ウラジオストク ロシア経済視察ツアー

平成23年3月16日(水)～3月20日(日)

新潟商工会議所会員特別価格79,800円(宿泊(2名1室利用)・航空機・列車・食事代金を含む)

ロシアの姉妹都市について

ハバロフスク

ハバロフスクはアムール川右岸に築かれた、ハバロフスク州の首府であり、極東ロシア最大の都市です。極東地方の交通の要所として発展してきました。街の名はこの地方を探検したロシア探検家エロフエイ・ハバロフにちなんでいます。人口約70万人で、現在では機械製造業、金属加工業などの工業都市となり、中国との国境が近いので、今後のさらなる発展が期待されています。

ウラジオストク

西洋風の建物が並び日本から一番近いヨーロッパと言えます。路面電車が走る坂の多い美しい町並みはかつて「ロシアのサンフランシスコ」とも呼ばれました。ウラジオストクは極東地区の中心として、またロシアと国外を結ぶ海上、航空通路の要衝として経済は急速に発展しています。2012年にはAPEC首脳会議も開催予定となり、今後ますます発展していく都市のひとつ。

■ツアーのポイント

- ① 経済発展を遂げるロシアの2都市が驚きの価格で訪問できる！
- ② 現地では…全食事付き&移動は全て専用車付き！
- ③ 現地ご到着から出発まで日本語ガイドが対応！
- ④ 添乗員同行で安心！



	日程	都市名	時刻	日程	食事
1	3/16 (水)	新潟 ハバロフスク	16:35 20:05	■新潟から空路ハバロフスクへ ■ハバロフスク空港着 現地ガイドと合流後、専用車でホテルへ 【ハバロフスク泊】	昼：× 夕：機
2	3/17 (木)	ハバロフスク		■進出日本企業又は現地企業との意見交換会 工場見学など(予定) 【ハバロフスク泊】	朝：○ 昼：○ 夕：○
3	3/18 (金)	ハバロフスク	20:00	■市内視察(専用車) ■終了後、ハバロフスク駅へ移動 シベリア鉄道“オケアン号”にてウラジオストクへ 【車中泊】	朝：○ 昼：○ 夕：○
4	3/19 (土)	ウラジオストク	08:00	■ウラジオストク駅到着後、現地ガイドと合流 ■市内視察(専用車) 【ウラジオストク泊】	朝：○ 昼：○ 夕：○
5	3/20 (日)	ウラジオストク 成田	14:30 15:40	■ウラジオストクから空路成田へ ■成田空港着後、各自解散 お疲れ様でした*	朝：○ 昼：機

※日程・発着時間は変更になることがあります。

- 募集定員：15名 ■最少催行人員：10名 ■利用予定航空会社：ウラジオストク航空
- 添乗員：同行いたします。 ■食事：朝4回、昼3回、夕3回(機内食除く)
- 利用ホテル：【ハバロフスク】インツーリスト又は同等クラス、【ウラジオストク】プリモーリエ又は同等クラス
- シベリア鉄道：2名1室の1等車(予定)
- パスポート：ロシア出国時に残存期限6カ月以上が必要となります。

旅行代金に含まれないもの

- 1人部屋追加代金(ホテル：23,000円/3泊) ■超過手荷物料金、国際電話代金等の個人的諸費用
- ロシア査証料：(申請から受領まで1週間要：4,000円) ■任意傷害保険
- 査証取得代行手数料：4,200円 ※弊社にご依頼の場合 ■最終日の成田空港からの交通費

お申込期限： 2011年 2月 28日(月) ※定員に達した場合、終了といたします。

お問合せ・お申込

愛宕商事(株)旅行事業部 担当：田中、片野
TEL 025-365-0001

主催

新潟空港オンリーワン路線活性化実行委員会
新潟商工会議所

【今月のテーマ】 新卒(既卒者)応援！各種奨励金のご案内

I. 若年者等正規雇用化特別奨励金 ～「トライアル雇用活用型」の対象者を拡充しました！～

「若年者等正規雇用化特別奨励金」は、次の4つの種類があります。


支給対象事業主	手続要件	対象者	支給額
<p>内定取消しを受けた新規学卒者や、年長フリーターなどを正規雇用で雇い入れ、一定期間継続雇用している場合、対象者1人あたり最大100万円の奨励金が支給されます。</p> <p>★支給要件チェック！</p> <p>☑雇入れ対象者を6ヶ月以上継続的に正規雇用すること</p> <p>☑雇入れ日の前日から起算して6ヶ月前の日から労働局長に対する支給申請日までの間に事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主の都合により離職させていないこと。</p> <p>☑ハローワークから対象者の紹介を受ける前に、その対象者を面接・採用内定していないこと etc・・・</p>	<p>① トライアル雇用活用型</p> <p>ハローワークにトライアル求人を提出し、ハローワークの紹介によりトライアル雇用として雇い入れ、トライアル雇用終了後、引き続き同一事業所で正規雇用する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トライアル雇用開始日前1年間に雇用保険の被保険者でなかった者 ・トライアル雇用開始日の満年齢が40歳未満の者 年齢の下限撤廃！ <p>※新規学卒者及び学校卒業後1年以内の者は「①トライアル雇用活用型」の対象になりません。</p>	<p>対象者1人につき</p> <p>↓</p> <p>中小企業：100万円 (大企業：50万円)</p> <p>※奨励金は、3回に分けて支給されます。</p> <p>↓</p> <p>【第1期】 6ヶ月経過後 中小企業：50万円 大企業：25万円</p> <p>【第2期】 1年6ヶ月経過後 中小企業：25万円 大企業：12万5千円</p> <p>【第3期】 2年6ヶ月経過後 中小企業：25万円 大企業：12万5千円</p>
	<p>② 直接雇用型</p> <p>ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークの紹介により正規雇用する場合 ※求人票に当該対象者を募集する旨の記載が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ日前1年間に雇用保険の被保険者でなかった者、その他職業経験、技能、知識等の状況から、奨励金の活用が適当であると公共職業安定所長が認める者 ・雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者 	
	<p>③ 有期実習生訓練修了者雇用型</p> <p>有期実習型訓練修了者(ジョブカードを活用した有期実習型訓練の全過程を修了した者)を正規雇用する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・有期実習型訓練終了後の雇入れ日現在の満年齢が25歳以上40歳未満の者 	
	<p>④ 内定取消し雇用型</p> <p>ハローワークに奨励金の対象となる求人を提出し、採用内定を取り消されて就職先が未定の新規学卒者をハローワーク紹介により正規雇用する場合 ※求人票に当該対象者を募集する旨の記載が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校在学中に内定取消しを受け、就職先が未決定の者 ・雇入れ日現在の満年齢が40歳未満の者 	

II. 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金




～当奨励金は、平成23年度までの時限措置です～

支給対象事業主	手続要件	対象となる未内定新卒者	支給額
<p>卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者(高校・大学等を卒業後3年以内の者)を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用(原則3ヶ月)で雇用し、その後、正規雇用に移行させた場合、対象者1人あたり最大80万円の奨励金が支給されます。</p> <p>★支給要件チェック！</p> <p>☑既卒者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6ヶ月前の日から既卒者トライアル雇用を終了した日までの間に事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主の都合により離職させていないこと。 etc・・・</p>	<p>既卒者トライアル求人(※1)をハローワークまたは新卒応援ハローワーク(※2)に提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3ヶ月間の有期雇用として雇い入れ、その後正規雇用で雇い入れた場合</p> <p>(※1) 「既卒者トライアル求人」とは、高校・大学等を卒業後3年以内で、現在も就職活動を継続中の者を対象に、その後の正規雇用を視野に入れた3ヶ月内の有期雇用契約を行う求人です。</p> <p>(※2) 「新卒応援ハローワーク」とは、学生および既卒者の就職を支援する専門のハローワークです。</p>	<p>次のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者トライアル雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年3月以降の新規学卒者で就職先が未決定の者で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行っている者 <p>※平成22年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業後安定した職業に就いた経験がない者(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者) ・雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者 	<p>○有期雇用期間(原則3ヶ月)</p> <p>↓</p> <p>対象者1人につき 月額：10万円 (最大30万円)</p> <p>○有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ</p> <p>↓</p> <p>対象者1人につき 50万円</p> <p>※有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の対象となります。</p>

Ⅲ. 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金 ～当奨励金は、平成23年度までの時限措置です～

支給対象事業主	手続要件	対象となる3年以内既卒者	支給額
<p>卒業後3年以内の大学等(高校を除く)の既卒者を正規雇用(新卒扱いでの既卒者採用)として雇入れ、6ヶ月以上継続雇用した場合、1事業所あたり100万円の奨励金が支給されます。</p> <p>★支給要件チェック!</p> <p>☑雇入れ対象者を正規雇用として雇入れ、6ヶ月以上継続的に正規雇用すること</p> <p>☑雇用開始日の前日から起算して6ヶ月前の日から支給申請書を提出する日までの間に、事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主の都合により離職させていないこと。etc・・・</p>	<p>卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な大学等求人、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、そこからの紹介により、卒業後3年以内の大卒者等を(最初から)正規雇用として雇入れた場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学等を卒業後3年以内の既卒者で、雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満であり、1年以上継続して同一事業主の下で正規雇用された経験がない者 ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録をしている者で、公共職業安定所長が奨励金の活用が必要であると認めた者 <p>※平成22年度においては、平成20年3月以降に大学等を卒業した者が対象となります。</p>	<p>正規雇用での雇入れから6ヶ月経過後に、</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">100万円</p> <p>※適用事業所単位で1事業所あたり1回限りです。</p>

Ⅳ. 既卒者育成支援奨励金 ～当奨励金は、平成23年度までの時限措置です～

支給対象事業主	手続要件	対象となる3年以内既卒者	支給額
<p>卒業後も就職活動を継続中の3年以内既卒者を有期雇用で育成し、正規雇用する成長分野等(※)の中小企業事業主に支給します。まずは、対象者を6ヶ月間有期雇用し、その間に座学等(off-JT)の研修を行い、その後、正規雇用に移行させた場合、対象者1人あたり最大125万円の奨励金が支給されます。</p> <p>★支給要件チェック!</p> <p>☑ハローワークまたは新卒応援ハローワークから既卒者育成雇用の対象者の紹介を受ける前に、その対象者を雇用することを約していないこと。</p> <p>☑既卒者育成雇用を開始した日の前日から起算して6ヶ月前の日から既卒者育成雇用を終了した日までの間に、事業所で雇用する被保険者を解雇等事業主の都合により離職させていないこと。etc・・・</p>	<p>成長分野等の中小企業事業主が、「育成計画書」および「既卒者育成雇用求人」をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、3年以内既卒者を原則6ヶ月間、有期雇用として雇入れ、育成計画書に基づく座学等により育成した上で、その後正規雇用で雇入れた場合</p>	<p>次のいずれにも該当し、正規雇用の実現のためには既卒者育成雇用を経ることが必要であると公共職業安定所長が認める者</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年3月以降の新規学卒者で、ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行っている者 ※平成22年度の新規学卒者については、卒業日の翌日以降に本制度を利用できます。 卒業後安定した職業に就いた経験がない者(1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない者) 雇入れ開始日現在の満年齢が40歳未満の者 	<p>○有期雇用期間(原則6ヶ月)</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>対象者1人につき 月額：10万円(最大60万円)</p> <p>○有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>対象者1人につき 50万円</p> <p>○座学等に要した経費</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>対象者1人につき 月額上限：5万円(最大15万円)</p> <p>※有期雇用終了後、対象者が正規雇用へ移行しなかった場合でも、原則として有期雇用期間は奨励金の対象となります。</p>

※ 対象となる成長分野等 《日本標準産業分類より》

大分類A	中分類02 林業		
大分類D	建設業 このうち、環境や健康分野に関する建築物等を建築しているもの		
大分類E	製造業 このうち、環境や健康分野に関する製品を製造しているもの		
大分類F	電気・ガス・熱供給・水道業の中の 中分類33 電気業		
大分類G	情報通信業		
大分類H	運輸業・郵便業		
大分類L	中分類71 学術・開発研究機関 このうち、環境や健康分野に関連する技術開発を行っているもの		
大分類N	中分類80	小分類804 スポーツ施設提供業 例) フィットネスクラブ	
大分類O	中分類82	小分類824	細分類8246 スポーツ・健康教授業 例) スイミングスクール
大分類P	医療、福祉		
大分類R	中分類88	廃棄物処理業 例) ごみ処理業	
その他	このうち、環境や健康分野に関連する事業を行っているもの 例) エコファンド		

★★詳しい内容については労務管理の専門家にお聞き下さい!新潟県社会保険労務士会ホームページ <http://www.sr-niigata.jp>★★

平成22年12月早期景気観測（日本商工会議所）調査結果のポイント

業況D Iの基調は、足踏み状態が続く

12月の全産業合計の業況D Iは▲38.1（前月比+2.5ポイント）と、2カ月ぶりにマイナス幅が縮小した。しかし、卸売業を除くとほぼ横ばいで、業況の基調は、6月以降、足踏み状態が続いている。円高の長期化で、取引先の海外移転に伴う受注の減少や、コストダウン要求が強まっており、経営環境は悪化している。また、低価格での受注競争の激化や消費者の節約志向など、収益確保の見通しは依然として厳しい。

先行きについては、▲40.7（前月比▲0.5ポイント）と前月からほぼ横ばい。しかし、年明け以降の仕事の確保が見込めないなどの声が目立っており、特に建設業は公共工事の減少が続くなど、厳しさが増している。また、円高の長期化により収益悪化の懸念が一層強まっている。なお、年度末に向けた経営見通しを調査したところ、約4社に1社は人員削減や廃業を考えざるを得ないと回答するなど、経営体力が限界に近づいている企業が多い。

詳細は、<http://www.jcci.or.jp/lobo/201012.html>

日本商工会議所 岡村会頭コメント

2011年2月16日 日印EPA署名について

2007年以来14回に亘る粘り強い交渉を経て、日印EPAが昨年9月に正式合意に至り、本日署名式が行われたことを心から歓迎する。また、今後一日も早く発効することを期待している。

日本が締結したEPAは今回のインドで12件目となる。本協定は、物品、サービス、資本の自由な移動を促進し、両国の経済活動の連携を強化するのみならず、知的財産、政府調達、競争政策などの分野を含む包括的なものであり、両国の相互補完性を発揮させ、経済関係を一層強化するものとして高く評価できる。

特に、投資自由化や投資保護に関し、高いレベルの規律が確保されたことや、ビジネス環境を一層整備



することが定められたことなどから、わが国の中小企業のインドにおける事業展開促進に資するものと評価したい。

アジア第3位の経済規模を誇るインドとわが国の貿易額はここ数年伸長しているものの、未だ9千億円程度であり、両国の経済規模に比して決して十分とはいえない。今後、

インドの市場規模は急拡大していくと予測され、わが国企業にとっては、その需要増への対応が課題と言える。

日本政府におかれては、さらに主要国とのEPA推進に向け努力して頂きたい。

日本海拠点都市 開港150周年スターティングシンポジウム 「世界の構造転換と日本の進路～新潟州構想への展望」

講師：寺島実郎氏

日時：平成23年3月24日（木）

会場：ANAクラウンプラザホテル新潟2階芙蓉

定員：500名（先着順） 参加費：無料

申込み締切：平成23年3月10日（木）必須

ホームページ：新潟市ホームページで

「開港150シンポ」と検索してください。

<http://www.city.niigata.jp/info/kikaku/kaikou150sym/index.html>

申込み・お問合せ：新潟市政策調整課「開港シンボ係」

TEL025-226-2164 FAX025-224-3850

E-mail seicho@city_niigata.lg.jp



万代くんとつばさくんの 「ロダン・タイムズ」

税理士：八百板 誠

税理士さんが家庭教師だったら？

新連載 家庭教師(税理士)シリーズ 第2弾

【五里霧中】 決算以外にも必要な場合？

<万代くん> 家庭教師(税理士編)を、ロダン・タイムズ的に考えてみよう。社長さん、独学が出来れば家庭教師は必要ないと思いませんか。決算以外の悩みを解決してくれる家庭教師は必要ありませんか。

家庭教師は、ピンポイントにも必要です。

税理士に何が出来るか・・・

このシリーズは税理士業務を少し公開します。

(その1) 独学のポイントとは

<家庭教師> 先月号のベテラン経営者Aさんの決算予想は消しゴムだらけです。『決算予想数値を固めすぎない?』と思われた読者も多いでしょう。でもベテランの経営者は、黒字決算を出す苦労と必要性を知っています。あの黒字決算予想は、あえて決算の出口を見えなくしてあります。事業年度の終盤は、決算値を『五里霧中』状態にしております。霧の中を役員、社員が一丸となってこそ、黒字決算が達成できますね。

<Aさん> 消しゴムの意味を先生は知っていたんですね。今は、決算対策直前まで何が起こるか分かりません。黒字決算の出口が見つかるまで数値は霧の中が一番です。

<家庭教師> 黒字決算の勲章は《別途積立金》となっておりますが、この別途積立金も霧の中になっていませんか？

<Aさん> 霧の出口では、節税対策もしながら、含み益(中古品など)も考えます。

(その2) 霧を歩くには、友達があった方が良い。

<家庭教師> 社長さんの事業年度対策には、いつも敬服しています。ところで社長さんの事業承継に悩みはありませんか？

<Aさん> そこなんです。私は二代目経営者です。私の兄弟も会社の株を持っています。兄弟株を買ってもいいんですが、4兄弟の株数が違うところが悩みです。

<家庭教師> 社長さんにだけ耳打ちしますね。…。単価を…すれば同じになります。兄弟ごとに、複数の買取人を…し、買い取った株は…すると、…になり、三方一両得となりませんか。その際には、売買時期の対応する別途積立金や…対策が必要です。

<Aさん> なるほど、完全には理解できませんが、要はこうですね。霧の中の出口を、私一人で決めないで、家庭教師を友達に。私と先生は、『霧の友だち』。略して『霧トモ』ですね。